

○久喜市議会政務活動費の交付に関する規則

平成25年2月28日

規則第4号

改正 令和3年3月31日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年久喜市条例第2号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の設立又は解散の届出)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費に係る会派設立届（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により設立届を提出した会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により政務活動費交付申請書を提出した会派の代表者は、当該申請書の内容に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により交付変更申請書の提出を受け、当該年度に交付する政務活動費の額を増額又は減額したときは、当該交付変更申請書を提出した会派の代表者に政務活動費増額・減額交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付請求）

第5条 前条に規定する交付の決定を受けた会派の代表者は、条例第3条第2項に規定する政務活動費の交付月の7日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに、市長に対し、当該交付月数分の政務活動費交付請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（収支報告書の写しの送付）

第6条 議長は、条例第7条第1項及び第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の提出を受けたときは、速やかにそれらの写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保存）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

（久喜市議会政務調査費の交付に関する規則の廃止）

2 久喜市議会政務調査費の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第4号）

は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の規定は、この規則の施行日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の前日に前項の規定による廃止前の久喜市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

久喜市長 あて  
(久喜市議会議長経由)

会派名  
代表者名

政務活動費に係る会派設立届

久喜市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり届け  
出ます。

記

- 1 会派名
- 2 結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数
- 6 所属議員氏名

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

久喜市長 あて  
(久喜市議会議長経由)

会派名  
代表者名

会派解散届

久喜市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け  
出ます。

記

- 1 会派の解散年月日
- 2 所属議員氏名

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

久喜市長 あて  
(久喜市議会議長経由)

会派名  
代表者名

政務活動費交付申請書

久喜市議会議政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請  
します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人( 月1日現在)
- 6 交付申請額( 年度分)

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

久喜市長 あて  
(久喜市議会議長経由)

会派名  
代表者名

政務活動費交付変更申請書

久喜市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により、下記のとおり申請  
します。

記

異動内容

区分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額( 年度 分)	円	円	

様式第5号(第4条関係)

久 第 号  
年 月 日

会派名  
代表者名 様

久喜市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、久喜市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額(年額) \_\_\_\_\_円
- 2 所属議員数 \_\_\_\_\_人



様式第6号(第4条関係)

久 第 号  
年 月 日

会派名  
代表者名 様

久喜市長



政務活動費増額・減額交付決定通知書

年 月 日申請のあった 年度政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、久喜市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により通知します。

記

区分	交付決定額	内訳
変更前	円	4月 円
		7月 円
		10月 円
		1月 円
変更後	円	4月 円
		7月 円
		10月 円
		1月 円

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

久喜市長 へ  
(久喜市議会議長経由)

会派名

代表者名



政務活動費交付請求書

久喜市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円  
(ただし、年 月交付分)
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人